

調定保留の取扱いに関する事務要領

制 定 昭和 53 年 5 月 1 日局長決
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日営業企画担当課長決

(趣旨)

第 1 条 この要領は、「点検収納制度要綱」（昭和 52 年 12 月 23 日局長決）第 11 条による調定保留の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(調定保留の整理)

第 2 条 調定保留したものについては、以後、営業所オンラインシステムの情報や出力帳票を確認することにより保留未解除分を常時把握するものとし、早期整理に努める。

なお、再調査等により調定保留の事由が解消したときは、その都度、営業所オンラインシステムの臨時調定・調定更正画面に入力する。

(調定保留使用者の照合及び確認)

第 3 条 当月調定の対象となる使用者で、当月中に調定を行わなかったものについては、当月調定締切時に営業所オンラインシステムにより調定保留使用者一覧表を作成し、営業所オンラインシステムの情報や出力帳票と照合し、調定保留使用者の確認を行う。

(調定保留使用者の決裁)

第 4 条 毎月、調定保留使用者一覧表にもとづき北部方面営業担当課長又は南部方面営業担当課長の決裁を受ける。

(事務処理方法等)

第 5 条 事務処理方法等については、営業企画担当課長が別に定める。

附 則

- この規程は、昭和 53 年 5 月 1 日から施行する。
- 「調定保留の整理について」（昭和 42 年 2 月 15 日局長決）は、この規程の施行とともに廃止する。

附 則

この改正規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。
- 施行日以後システム更新が完了していない事務処理については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 5 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 6 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。